

第二十四回 会

参議院 大蔵委員会会議録 第四号

(一〇二)

事務局側	常任委員 会専門員 木村常次郎君	説明員 大蔵省主税局 税制第一課長 白石 正雄君	税制第二課長 吉国 二郎君	大蔵省主税局税 関部業務課長 崎谷 武男君
二月十七日委員吉田萬次君、岸良一君及び後藤文夫君が辞任につき、その補欠として菊田七平君、小林政夫君及び片柳眞吉君を議長において指名した。二月二十一日委員戸叶武君辞任につき、その補欠として江田三郎君を議長において指名した。	出席者は左の通り。	本日の会議に付した案件	○特定物資納付金処理特別会計法案 (内閣送付、予備審査)	○食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をうめるための措置に関する法律案(内閣送付、予備審査)
委員長 岡崎 真一君	岡崎 真一君	岡崎 真一君	土田國太郎君	岡崎 真一君
委員 青柳 秀夫君	木内 四郎君	木内 四郎君	木内 四郎君	木内 四郎君
菊田 七平君	白井 勇君	西川基五郎君	藤野 鑑雄君	野溝 勝君
平林 片柳	杉山 昌作君	前田 久吉君	前田 久吉君	河野 通一君
國務大臣 大蔵大臣 一萬田尙登君	政府委員 北海道開発 白波瀬米吉君	政府委員 大蔵政務次官 山手 满男君	政府委員 大蔵政務次官 河野 通一君	政府委員 大蔵政務次官 山手 满男君

○委員長(岡崎真一君) これより委員会を開きます。	○委員長(岡崎真一君) これより委員會に入るに先立ちまして、委員の変更について御報告いたします。去る十七日付をもつて、委員吉田萬次君、	○委員長(岡崎真一君) ただいまの両	して、その特定物資納付金を徴収し、これをもつて産業投資特別会計からの補欠として菊田七平君、片柳眞吉君及び小林政夫君が委員に選任されました。また二十一日付をもつて委員戸叶武君が辞任され、補欠として江田三郎君が委員に選任されました。
議事に入るに先立ちまして、委員の変更について御報告いたします。去る十七日付をもつて、委員吉田萬次君、		の集荷数量の増加等に伴い三十億円余、合計約二百二十八億円の損失が増加することが見込まれることとなつたのであります。一方、利益について見ますと、外國食糧の売却益七十一億円余、米の希望配給による益五十三億円余及び収入その他による益約十七億円合計約百六十二億円の利益の増加が見込まれることとなり、差引当初見込に比べ六十六億円余損失が増加し、昭和三十年度末におきましては、約百六十七億円の損失が生ずるものと予想されます。	
定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者は、適正な利潤をこえて生ずべき特別輸入利益を国庫に納入する義務を負うことになりますので、政府におきましては、同法の制定に伴いまして、この法案によりますと、特	次に、この法律案の概要について申上げます。この会計は、通商産業大	に、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理することが適当であると考えまして、ここに特定物資納付金処理特別会計を提出いたした次第であります。	
初予算におきましては、この会計の昭和三十年度末における損失を、昭和二十九年度からの線越損失を含め、約百億円と見込んでいたのですが、	臣が管理することとし、特定物資納付金及び附属雜収入をもつてその歳入とし、産業投資特別会計への繰入金、事務取扱費及び附属諸費をもつてその歳出としております。また、その会計から事業投資特別会計への繰入の方法につきましては、毎会計年度の歳入の収納済額から事務取扱費及び附属諸費の支出済額等を控除した金額を限度として、予算で定めるところにより隨時繰り入れることとし、その他のこの会計の予算及び決算等の成並びにその手続等に關し特別会計の運営上必要な事項を規定いたしているのであります。	この百六十七億円の損失のうち、百億円は、昭和二十六年度において一般会計から繰り入れたインベントリー・ファイナンス百億円に見合います。	
今後、政府は、バナナ、パイナップル罐詰等、その輸入が制限されるため、国内の需給の不均衡が著しく大きなり、その輸入によって通常生ずる利益をこえて異常な利益を生ずると認められる特定物資につきまして、その輸入により生ずべき利益の一部を徴収するため、別途特定物資輸入臨時措法定物資の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)	今回、政府は、バナナ、パイナップル罐詰等、その輸入が制限されるため、国内の需給の不均衡が著しく大きくなり、その輸入によって通常生ずる利益をこえて異常な利益を生ずると認められる特定物資につきまして、その輸入により生ずべき利益の一部を徴収するため、別途特定物資輸入臨時措法定物資の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)	で、今回この百億円に相当する金額につきましては、一般会計に繰り戻さなくてよいこととし、また、六十七億円につきましては、一般会計から食糧管理特別会計に繰り入れることとしてこの会計の損失を補てんし、もつて、この会計の今後の健全な運営に資しようとするものであります。	
國務大臣 大蔵大臣 一萬田尙登君	政府委員 北海道開発 白波瀬米吉君	政府委員 大蔵政務次官 山手 满男君	○委員長(岡崎真一君) ただいまの両
大蔵政務次官 河野 通一君	大蔵政務次官 河野 通一君	の質疑は次回に譲ることにいたしました。	案の質疑は次回に譲ることにいたしました。

するが、資料の御要求がございましたらおっしゃっていただきます。ございませんか。

○委員長(岡崎眞一君) それでは次に北海道開発公庫法案(予備審査)を議題として提案理由の説明を聴取いたしました。

○政府委員(白波瀬米吉君) ただいま提案になりました北海道開発公庫法案の要旨について御説明いたしました。

御承知のとおり北海道の総合開発施設の整備につきましては、かなりの進展をされておりますが、これと並行して振興せらるべき諸産業につきましては、北海道の持つ特殊な立地条件から資金の導入がはなはだ遅れている状況にあります。従いまして北海道における産業の振興をはかるためには、産業振興上有望な企業に対し、長期の金融措置と、民間資金の呼び水的役割を果すところの投資とを兼ね行う機関を設置し、基礎施設の整備と相待つて、企業の育成助長に役立たしめることが、この際緊要であると考えるのであります。

以上のような理由から、北海道の産業に対する投資、融資及び債務の保証を行いう機関として北海道開発公庫を設置することを提案いたした次第でございます。

次に本法律案の要旨を御説明申し上げます。

民間の投資と一般の金融機関が行う金額を補完し、または援助することを目的としております。従つて本公庫は一般的の金融機関と競合するものではありません。またその行う業務は融資のみならず投資と債務保証を行ふ点において他の公庫と異なる特色を持つております。

性天然ガスの利用度の高い工業、二、債務保証の対象は、一、石炭または可燃性天然ガスの利用度の高い工業、二、開発にかかる交通運輸業、五、その他産業の振興開発のため特に必要な事業で主務大臣の指定するものに、範囲を限定されしております。しかして本公庫の事業計画及び資金計画につきましては、四半期ごとに主務大臣の認可を受けさせることにいたしておりますが、投融資等の対象、投融資等の条件等につきましては、本公庫の業務開始の際設定いたしまする業務方法書により規制したい所存でございます。

第三に、本公庫の資本金は政府の業投資特別会計からの出資金十億円でございますが、本公庫は、特に資本金の二十倍を限度として北海道開発債券を発行することになつております。またこの債券につきましては、その元本及び利子の支払について政府が保証であります。従いまして北海道開発公庫であります。しかして昭和三十一年度はとりあえず十億円の資本金と資金運用部特別会計からの借入金三十億円、政府保証に基く債券發行による民間資金四十億円、合計八十億円を運用資金として本公庫を発足せしめる所存でございます。

三人、監事二人を置き理事長と監事は主務大臣が任命し、理事は理事長が主務大臣の認可を受けて任命することになります。また主たる事務所を札幌市に、従たる事務所を東京都に置くことに予定しております。

第五に、本公庫の予算及び決算につきましては、他の公庫と同様「公庫の予算及び決算に関する法律」が適用されることになつております。従いまして、本公庫の毎事業年度の予算につきましては、国会の御審議を願いますとともに、決算につきましては会計検査院の検査を受けることとなつております。

第六に本公庫に対する監督は内閣総理大臣及び大蔵大臣が主務大臣としてこれに当ることとし、主務大臣は本公庫の業務に関しこの法律案に定められた認可を行うとともに、監督上必要な命令を発することができることとされています。従いまして北海道開発公庫は、四半期ごとに主務大臣の認可を受けさせることにいたしておりますが、投融資等の対象、投融資等の条件等につきましては、本公庫の業務開始の際設定いたしまする業務方法書により規制したい所存でございます。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

なにとぞ慎重御審議の上すみやかに御賛同あらんことをお願ひいたします。

○委員長(岡崎眞一君) 本案の質疑につきましては次回に譲ることといたしますが、資料の御要求がございましたら今お申し出を願います。

○政府委員(河野通一君) 去年の秋であります。従いまして、当委員会で御質問を受けたのであります。そのときは今、岡さつまからお話をよう御意見に対して、慎重に検討するということを申し上げたのであります。自來この問題につきましては、私ども各方面の意見も聞きながら慎重に検討いたして参りました。その結果、次に申し上げまする一つの点について十分なる対策ができるのであります。

これが昨年の秋以来この問題に対する大体の経緯と御承知をいただきたいと思います。

○岡三郎君 そうすると、その見通しが立つたならば、というんですが、その見通しといふ点ですね、それをどういふふうに理財局は考へておられるのですか。

○政府委員(河野通一君) 今ミツマタの関係者あるいは農林省当局その他ともいろいろこの問題を相談をいたして参つておりますが、御案内のように、ミツマタは必ずしもその全部が紙幣

本件につきましては調査員から発言を認められておりますので、岡さんどうぞ。

その一つの問題と申しますのは、今、岡さんからもお話をありましたようにミツマタの問題であります。百円の硬貨を鋳造することによって、百円の銀行券の印刷がそれだけ減る、そういうものにはそれだけ減るといふ問題があつたのであります。この点につきまして第一に、青木委員長の当時に、一萬田大蔵大臣に対しても、一万円札、五千円札、それとあわせて百円の硬貨の鋳造に対しては特に慎重に大蔵省において取り扱つてももらいたいというございました折に質問をしたいと思います。

在における諸外国、あるいはアメリカでありますとかイギリスでありますとか、フランス、西ドイツ、そういったところで現在銀行券として出されておりまする券種の状況と、日本の円の通貨の価値とを比較いたしました場合における状況等を見ますならば、現在一万円の銀行券といつもの時は決して高い数字ではございません。かりに数字を申し上げますと、アメリカでは現在一万ドルの銀行券が出ております。一万ドルといいますとこれは三百六十万円になります。イギリスでは千ポンドの銀行券で、千ポンドといいますと約百万円になります。それからフランスにおきましては、これは大体日本の一萬円に相当する一万フランが出ております。ドイツでは百マルク、これが約八千六百円ばかりになりますが、まあ大体これらの中を比べてみましても、一万円の發行は決して券種として大きすぎることはないといふうな考え方をいたしております。

○岡三郎君 それは河野さんのお考へ方で、國民はそらは考へておらんと私は思ひやうがなんです。それで結局この前の千円札發行についても、やはりいつの間にか千円札といふものが当時の値打ちよりもだんだんと下っている。だから一万円札が出てみても、結果から見れば大したことはないじやないかといつても、やはり心理的に与える影響は相当大きいと思う。それであら政府の方もベース・アップはやらぬとか、いろいろなことを言つて、結局月給袋をもらうとき、一万円札一枚と、あと二、三枚ちょこつと千円札が入っていたくらいの給料で、實際問題としては、私はやはり心理的に大

きな影響を与えるものだと考へているわけです。それで、なぜ一万円札、五千円札を、外國と比べて無理はない、そこで現在銀行券として出されておりまする券種の状況と、日本の円の通貨の価値とを比較いたしました場合における状況等を見ますならば、現在一千円札を、外國と比べて無理はない、と思います。これ申し上げますと、アメリカでは現在一万円の銀行券が出ております。一万円といいますとこれは三百六十万円になります。イギリスでは千ポンドの銀行券で、千ポンドといいますと約一百万円になります。それからフランスにおきましては、これは大体日本の一萬円に相当する一万フランが出ております。ドイツでは百マルク、これが約八千六百円ばかりになりますが、まあ大体これらの中を比べてみましても、一万円の發行は決して券種として大きすぎることはないといふうな考え方をいたしております。

○岡三郎君 それは河野さんのお考へ方で、國民はそらは考へておらんと私は思ひやうがなんです。それで結局この前の千円札發行についても、やはり心理的に与える影響は相当大きいと思う。それであら政府の方もベース・アップはやらぬとか、いろいろなことを言つて、結局月給袋をもらうとき、一万円札一枚と、あと二、三枚ちょこつと千円札が入っていたくらいの給料で、實際問題としては、私はやはり心理的に大

きな影響を与えるものだと考へているわけです。それで、なぜ一万円札、五千円札を、外國と比べて無理はない、と思います。これ申し上げますと、アメリカでは現在一千円札を、外國と比べて無理はない、と思います。これ申し上げますと、アメリカでは現在一万円の銀行券が出ております。一万円といいますとこれは三百六十万円になります。イギリスでは千ポンドの銀行券で、千ポンドといいますと約一百万円になります。それからフランスにおきましては、これは大体日本の一萬円に相当する一万フランが出ております。ドイツでは百マルク、これが約八千六百円ばかりになりますが、まあ大体これらの中を比べてみましても、一万円の發行は決して券種として大きすぎることはないといふうな考え方をいたしております。

○岡三郎君 それは河野さんのお考へ方で、國民はそらは考へておらんと私は思ひやうがなんです。それで結局この前の千円札發行についても、やはり心理的に与える影響は相当大きいと思う。それであら政府の方もベース・アップはやらぬとか、いろいろなことを言つて、結局月給袋をもらうとき、一万円札一枚と、あと二、三枚ちょこつと千円札が入っていたくらいの給料で、實際問題としては、私はやはり心理的に大

きな影響を与えるものだと考へているわけですが、それで、なぜ一万円札、五千円札を、外國と比べて無理はない、と思います。これ申し上げますと、アメリカでは現在一千円札を、外國と比べて無理はない、と思います。これ申し上げますと、アメリカでは現在一万円の銀行券が出ております。一万円といいますとこれは三百六十万円になります。イギリスでは千ポンドの銀行券で、千ポンドといいますと約一百万円になります。それからフランスにおきましては、これは大体日本の一萬円に相当する一万フランが出ております。ドイツでは百マルク、これが約八千六百円ばかりになりますが、まあ大体これらの中を比べてみましても、一万円の發行は決して券種として大きすぎることはないといふうな考え方をいたしております。

○岡三郎君 それは河野さんのお考へ方で、國民はそらは考へておらんと私は思ひやうがなんです。それで結局この前の千円札發行についても、やはり心理的に与える影響は相当大きいと思う。それであら政府の方もベース・アップはやらぬとか、いろいろなことを言つて、結局月給袋をもらうとき、一万円札一枚と、あと二、三枚ちょこつと千円札が入っていたくらいの給料で、實際問題としては、私はやはり心理的に大

きな影響を与えるものだと考へているわけですが、それで、なぜ一万円札、五千円札を、外國と比べて無理はない、と思います。これ申し上げますと、アメリカでは現在一千円札を、外國と比べて無理はない、と思います。これ申し上げますと、アメリカでは現在一万円の銀行券が出ております。一万円といいますとこれは三百六十万円になります。イギリスでは千ポンドの銀行券で、千ポンドといいますと約一百万円になります。それからフランスにおきましては、これは大体日本の一萬円に相当する一万フランが出ております。ドイツでは百マルク、これが約八千六百円ばかりになりますが、まあ大体これらの中を比べてみましても、一万円の發行は決して券種として大きすぎることはないといふうな考え方をいたしております。

○岡三郎君 それは河野さんのお考へ方で、國民はそらは考へておらんと私は思ひやうがなんです。それで結局この前の千円札發行についても、やはり心理的に与える影響は相当大きいと思う。それであら政府の方もベース・アップはやらぬとか、いろいろなことを言つて、結局月給袋をもらうとき、一万円札一枚と、あと二、三枚ちょこつと千円札が入っていたくらいの給料で、實際問題としては、私はやはり心理的に大

きな影響を与えるものだと考へているわけですが、それで、なぜ一万円札、五千円札を、外國と比べて無理はない、と思います。これ申し上げますと、アメリカでは現在一千円札を、外國と比べて無理はない、と思います。これ申し上げますと、アメリカでは現在一万円の銀行券が出ております。一万円といいますとこれは三百六十万円になります。イギリスでは千ポンドの銀行券で、千ポンドといいますと約一百万円になります。それからフランスにおきましては、これは大体日本の一萬円に相当する一万フランが出ております。ドイツでは百マルク、これが約八千六百円ばかりになりますが、まあ大体これらの中を比べてみましても、一万円の發行は決して券種として大きすぎることはないといふうな考え方をいたしております。

○岡三郎君 それは河野さんのお考へ方で、國民はそらは考へておらんと私は思ひやうがなんです。それで結局この前の千円札發行についても、やはり心理的に与える影響は相当大きいと思う。それであら政府の方もベース・アップはやらぬとか、いろいろなことを言つて、結局月給袋をもらうとき、一万円札一枚と、あと二、三枚ちょこつと千円札が入っていたくらいの給料で、實際問題としては、私はやはり心理的に大

い。という点は百円硬貨の問題ですが、理財局長は、ミツマタその他の価格の安定の見通しがついた場合に百円の硬貨を発行する、こういうふうに言つておりますが、その用途の安定とか価格の安定といふものはなかなかつかぬとわれわれは見ておるわけです。

一体どうして硬貨を出すか。この理由としては、硬貨の方がずっと経費が助かるというふうなお答えなんですね。

しかし、最近見ておるといふと、にせの硬貨といふものもたゞ出てきておる。そいつたよな面から、みんなが本当に納得して百円硬貨がよろしい

といふときまで、何も無理にやる必要がないのじゃないかと私たちらは思うわけです。こういうふうなところで大蔵省が無理をするといふところは、経費の節約だと、こういつておりますが、

国民全体的に考えていつた場合に、それほど硬貨の要望といふものは私はないと思う。だから、こういふうな点については、やはりよく意見を聞いて、大蔵省だけが先走らないで、少くとも大蔵委員会あたりの意見を十分聞いて、大蔵委員会があつたようですが、

重さがあつてほしいと思う。その点、大臣どうですか。

○國務大臣（一萬田尚登君） 全く私はお説と同じ意見であります。従いまして百円硬貨を出すことも実は私はあまり無理はしておらないと思います。

ただ、この点についていろいろ御意見がありましょ。たとえば硬貨について、これは持ちがよろしい、かつた、価値の上から見ても、もうこれは補助貨になるべきだ、そして昔の十

錢かそこら、そんなものだから、これ硬貨としてはどうかというようない

いろいろな意見もありましょ。またそれが違つた、そうせぬでも日本銀行券の百円でもいいのじやないかといふうに言つておりますが、その用途の安定と

か価格の安定といふものはなかなかつかぬとわれわれは見ておるわけです。

一体どうして硬貨を出すか。この理由

としては、硬貨の方がずっと経費が助かるといふうなお答えなんですね。

しかし、最近見ておるといふと、にせの硬貨といふものもたゞ出てきておる。そいつたよな面から、みんなが本当に納得して百円硬貨がよろしい

といふときまで、何も無理にやる必要

がないのじゃないかと私たちらは思うわけです。こういうふうなところで大蔵省が無理をするといふところは、経費の節約だと、こういつておりますが、

国民全体的に考えていつた場合に、そ

れほど硬貨の要望といふものは私はないと思う。だから、こういふうな点については、やはりよく意見を聞いて、大蔵省だけが先走らないで、少くとも大蔵委員会あたりの意見を十分聞いて、大蔵委員会があつたようですが、

重さがあつてほしいと思う。その点、大臣どうですか。

○國務大臣（一萬田尚登君） 全く私はお説と同じ意見であります。従いまして百円硬貨を出すことも実は私はあまり無理はしておらないと思います。

ただ、この点についていろいろ御意見

がありましょ。たとえば硬貨について、これは持ちがよろしい、かつた、価値の上から見ても、もうこれは補助貨になるべきだ、そして昔の十

錢かそこら、そんなものだから、これ硬貨としてはどうかというようない

いろいろな意見もありましょ。またそれが違つた、そうせぬでも日本銀行券の百円でもいいのじやないかといふうに言つておりますが、その用途の安定と

か価格の安定といふものはなかなかつかぬとわれわれは見ておるわけです。

一体どうして硬貨を出すか。この理由

としては、硬貨の方がずっと経費が助かるといふうなお答えなんですね。

しかし、最近見ておるといふと、にせの硬貨といふものもたゞ出てきておる。そいつたよな面から、みんなが本当に納得して百円硬貨がよろしい

といふときまで、何も無理にやる必要

がないのじゃないかと私たちらは思うわけです。先回百円銀貨の一応せな

いといふ結論になつた。これはいろい

う条件はあつたかも知れませんけれども、一応いろいろな各方面の意見を聞

いた結果、百円銀貨については発行し

ないといふことを取りきめられたわけ

ですね。ところが今度昭和三十一年度

の特別会計の印刷局の予算を見ると、

この中にはちゃんと一万円札、五千円

札の予算が組み入れられている。五千円札、一万円札の発行準備をするということは、私、今まで理財局長の御答弁から聞くと、百円銀貨ということも切り離して考えられない、通貨の体系を整えるという意味で百円銀貨を主張せられているのでありますから、こういう意味では、五千円札や一万円札の予算が印刷局の予算の中に組まれてあるということは、これはすぐ百円銀貨のことと一緒に考えているが、今どうも形勢が悪くて工合が悪いけれども、形勢がよくなつたら一つ最初の通りにやろう、私はそこは何と言いますか、一つのふてぶてしさがあると思います。つまり全般がこの反対の方向に行っている、また反対の議論が強いとあれば別ですけれども、しかし私は、現在の官僚人の中には頭のいい人がいるから、ただ、するけて、うしろの方でさつとやるといふ傾向がある。これは私は非常に危険な考え方になると思います。そういう意味で今までのミツマタも、大蔵大臣に聞きますが、五千円札や一万円札の発行準備をやっているのは、まあ準備ぐらいいいのじやないか、そういうお考えであるのかどうか。この点について今日は一つはつきりお答えを願つておきたいと思います。

○國務大臣(一萬田尙登君) これは事務当局の方から聞かれた方がいいので

すが、多分一万円札の方は、私がまだ日本銀行におつたころ、一万円札を發行しようかというような相談はあったことがあります。従つてあるいはその時からすでに原型はあつたのかもわかりません。この百円の銀貨は、私がせられているのでありますから、こういう意味では、五千円札や一万円札の予算が印刷局の予算の中に組まれてあるということは、これははやく百円銀貨を出すというになりますれば、これは私はやはり紙幣について考えてみる必要があります。そうしなければ私はやはり紙幣について考えてみる必要があります。そうしないといふことは、大蔵大臣になつてから、ごく最近にこなされようというふうに、まあ、しかしいずれにしても、かりに百円銀貨を出すといふことになりますれば、これがやはり紙幣によくそいつを出します。従つてあるいはその時からすでに原型はあつたのかもわかりません。この百円の銀貨は、私がせられているのでありますから、こういう意味では、五千円札や一万円札の予算が印刷局の予算の中に組まれてあるということと一緒に考えているが、今どうも形勢が悪くて工合が悪いけれども、形勢がよくなつたら一つ最初の通りにやろう、私はそこは何と言いますか、一つのふてぶてしさがあると思います。つまり全般がこの反対の方向に行っている、また反対の議論が強いとあれば別ですけれども、しかし私は、現在の官僚人の中には頭のいい人がいるから、ただ、するけて、うしろの方でさつとやるといふ傾向がある。これは私は非常に危険な考え方になると思います。そういう意味で今までのミツマタも、大蔵大臣に聞きますが、五千円札や一万円札の発行準備をやっているのは、まあ準備ぐらいいいのじやないか、そういうお考えであるのかどうか。この点について今日は一つはつきりお答えを願つておきたいと思います。

○國務大臣(一萬田尙登君) これは事務の簡捷化、合理化になりますから、それ

はいいと思いますが、持つ人はどうかと思うのです。私の方はどうかといふことは、あまりボケットにじやらじやら入らなければなりません。従つてあるいはその時からすでに原型はあつたのかもわかりません。この百円の銀貨は、私がせられているのでありますから、こういう意味では、五千円札や一万円札の予算が印刷局の予算の中に組まれてあるということと一緒に考えているが、今どうも形勢が悪くて工合が悪いけれども、形勢がよくなつたら一つ最初の通りにやろう、私はそこは何と言いますか、一つのふてぶてしさがあると思います。つまり全般がこの反対の方向に行っている、また反対の議論が強いとあれば別ですけれども、しかし私は、現在の官僚人の中には頭のいい人がいるから、ただ、するけて、うしろの方でさつとやるといふ傾向がある。これは私は非常に危険な考え方になると思います。そういう意味で今までのミツマタも、大蔵大臣に聞きますが、五千円札や一万円札の発行準備をやっているのは、まあ準備ぐらいいいのじやないか、そういうお考えであるのかどうか。この点について今日は一つはつきりお答えを願つておきたいと思います。

○國務大臣(一萬田尙登君) これは事務の簡捷化、合理化になりますから、それ

はいいと思いますが、持つ人はどうかと思うのです。私の方はどうかといふことは、あまりボケットにじやらじやら入らなければなりません。従つてあるいはその時からすでに原型はあつたのかもわかりません。この百円の銀貨は、私がせられているのでありますから、こういう意味では、五千円札や一万円札の予算が印刷局の予算の中に組まれてあるということと一緒に考えているが、今どうも形勢が悪くて工合が悪いけれども、形勢がよくなつたら一つ最初の通りにやろう、私はそこは何と言いますか、一つのふてぶてしさがあると思います。つまり全般がこの反対の方向に行っている、また反対の議論が強いとあれば別ですけれども、しかし私は、現在の官僚人の中には頭のいい人がいるから、ただ、するけて、うしろの方でさつとやるといふ傾向がある。これは私は非常に危険な考え方になると思います。そういう意味で今までのミツマタも、大蔵大臣に聞きますが、五千円札や一万円札の発行準備をやっているのは、まあ準備ぐらいいいのじやないか、そういうお考えであるのかどうか。この点について今日は一つはつきりお答えを願つておきたいと思います。

○國務大臣(一萬田尙登君) これは事務の簡捷化、合理化になりますから、それ

はいいと思いますが、持つ人はどうかと思うのです。私の方はどうかといふことは、あまりボケットにじやらじやら入らなければなりません。従つてあるいはその時からすでに原型はあつたのかもわかりません。この百円の銀貨は、私がせられているのでありますから、こういう意味では、五千円札や一万円札の予算が印刷局の予算の中に組まれてあるということと一緒に考えているが、今どうも形勢が悪くて工合が悪いけれども、形勢がよくなつたら一つ最初の通りにやろう、私はそこは何と言いますか、一つのふてぶてしさがあると思います。つまり全般がこの反対の方向に行っている、また反対の議論が強いとあれば別ですけれども、しかし私は、現在の官僚人の中には頭のいい人がいるから、ただ、するけて、うしろの方でさつとやるといふ傾向がある。これは私は非常に危険な考え方になると思います。そういう意味で今までのミツマタも、大蔵大臣に聞きますが、五千円札や一万円札の発行準備をやっているのは、まあ準備ぐらいいいのじやないか、そういうお考えであるのかどうか。この点について今日は一つはつきりお答えを願つておきたいと思います。

○國務大臣(一萬田尙登君) これは事務の簡捷化、合理化になりますから、それ

はいいと思いますが、持つ人はどうかと思うのです。私の方はどうかといふことは、あまりボケットにじやらじやら入らなければなりません。従つてあるいはその時からすでに原型はあつたのかもわかりません。この百円の銀貨は、私がせられているのでありますから、こういう意味では、五千円札や一万円札の予算が印刷局の予算の中に組まれてあるということと一緒に考えているが、今どうも形勢が悪くて工合が悪いけれども、形勢がよくなつたら一つ最初の通りにやろう、私はそこは何と言いますか、一つのふてぶてしさがあると思います。つまり全般がこの反対の方向に行っている、また反対の議論が強いとあれば別ですけれども、しかし私は、現在の官僚人の中には頭のいい人がいるから、ただ、するけて、うしろの方でさつとやるといふ傾向がある。これは私は非常に危険な考え方になると思います。そういう意味で今までのミツマタも、大蔵大臣に聞きますが、五千円札や一万円札の発行準備をやっているのは、まあ準備ぐらいいいのじやないか、そういうお考えであるのかどうか。この点について今日は一つはつきりお答えを願つておきたいと思います。

○國務大臣(一萬田尙登君) これは事務の簡捷化、合理化になりますから、それ

あつたことに対して、全く無視して、あなた、だれと相談したのかしれんけれども、同僚とかどく一部の者という見解は、それは私は独善的であると思う。そうじゃないですか。大蔵委員会においてあればけいろいろな、委員長を初めとする要望があつたのに対しても、あなたの方は着々としてこういうことをやつておる。私はどこに根拠があるのか、それは水かけ論です、国民全般に全部聞いて見ない限りは。しかし少くとも当委員会においてはその空気が圧倒的に強かつたじやないです。

○政府委員(河野通一君)

私が先ほどお答え申し上げましたように、去年の秋ですか、青木さんが委員長のときにお答えするより仕方がありません。この点については、私どもとしても、ただそういう傾向を指摘して、大臣も言つたように、大臣が答弁をしているのと反対の意向が実際的には事務当局にある、こういうことは厳然たる事実として指摘しておきたいと思います。

○岡三郎君 これは参考までに河野さんにお願いしたいのですが、私の聞いたところ、いろいろの世論調査で聞き出したのか、いずれにして申しあげましたようにいわゆる世論調査的なことを、形式をとつてやつてある、大体どういう層が賛成しているのか、私はもう官公吏にして

みても、賛成だという人は、よほど三万円以上取つているか、相当の層でなかつたならば、一万円札を一枚とあと千円札が二、三枚なんという人は、とてもくすり手間がかかるてかなかわないと、いふうに私は考えてゐる人が多いと思う。私の聞くところでは大体そういう層が多い。だから高給者はいざ知らず、非常に下の者はそれがによって得る利害というものは害の方が多いといふ見解をすいぶん聞いていた。だから河野さんが言つところの大体實成するという層の——それは私から見て珍しいんです。一般的の庶民の中では、そういう声があるのかどうか。だから河野さんは言つてゐるだけです。私たち印刷局の方で思つたが、少くとも私どもは大体そういう範囲で私どもやつたのです。それは事実私どもも聞いております。聞いておりますが、そ

う強い反対は、少くとも私どもは範囲においては聞いておらん、こう申し上げたいと思います。それからさつき平林さんのお話、ちょっと誤解があるといけませんからお答えをいたしたいのですが、大蔵大臣の言つておるところと違つたことを着々として事実としてやつておるのでないかといふお話をですが、そういうことはございません。今はつきり——大蔵大臣はおられませんけれども、そ

ういうことはないでの、先ほど申し上げましたように、予算書を作るに当つては、すべて大蔵大臣に具体的に相談してやつておるのでありまして、大臣の意思に反して、予算書を見せることを懇して処置をしたといふ御質問をしてやつておるのではありません。そのときは印刷ができておつたのです。それがおそらく、二、三年前のものが、去年の指摘されることは尾を引いておつたと思うのであります。それで別に間違いでも何でもないで、その通りであります。大蔵閣下の御質問は、あれで済んでしまつたのです。それがおそらく、もつと別な面でお聞きしますが、おきます。

○平林剛君 その点は私は去年のこと三百六十度内にあり得るのではないことを言つておるのであります。去年の大臣の答弁と事実が食い違つておるということを言つたのです。それはあなたの方が大蔵にうまく教えておかなかつたかもしないけれども、そつだとすると、大臣の答弁と違うということです。どう申しあげましたようにいわゆる世論調査的なことを、形式をとつてやつてある、大体そろです。だから河野さんの方で調べた一つその資料を参考に私はお知らせ願いたいと思う、委員長の方を通して。それが妥当ならば私は考え直さなければならんが。

○政府委員(河野通一君) これは先ほどの申しあげましたように、私どもは、

みても、賛成だという人は、よほど三万円以上取つているか、相当の層でなかつたならば、一万円札を一枚とあと千円札が二、三枚なんといふう

うな結果になることがあると思ふ。そういう意味では、やはり国民全般の輿論といふものをよく確かめて、そつと発行するなら発行する、発行しないなら発行しないといふことをやるべき

一円券、五千円券、百円の銀貨、こ

れは事情が許すならばともに出してゆ

きたいという考え方もあります。ただこれについてはいろいろ先ほど申し上げ

たが、時期の問題、それからいろ

いろの事情がありますから、それら

の問題の解決に待つことがいいと思

います。ただ方向としては、これはやは

まつたが、同時に他もやらなければ

なりません。しかし通貨体系全体の立場

からやはり並行してこれらの問題は考

え、かつ処理していく方が適当であ

る。つまりそこはそれがほど密接な因果関係はない。しかし通貨体系全体の立場

からやはり並行してこれらの問題は考

えます。それは必ずしもそれほど密接な因果関係はない。しかしこの問題について、

それがおそらく、大蔵大臣もお答えしたのではないかと思ひます。

○平林剛君 私は重ねて要望しておき

ますけれども、この問題については、

そういう意味で先ほど大蔵大臣もお答

えしたのではないかと思ひます。

○平林剛君 その点は私は去年のこと

を言つておるのであります。去年の大臣の答

弁と事実が食い違つておるということを

言つたのです。それはあなたの方が

大蔵にうまく教えておかなかつたかも

しないけれども、そつだとすると、

大臣の答弁と違うということです。ど

ういうことになりますか。

を言つてゐるわけです。ところがこつちの方は大したことはない。そんならデノミネーションはどうかということを、やっぱりそれは一つの資料にしたいから、河野さんの書いたものを委員長の手元まで私は提出してもらいたいと思う。デノミネーション、インフレーションと高額紙幣発効との心理的な違いというものはむずかしいといふけれども、それを一つ書いて出してもらいたいと思う。ここでやってもしょがない。これは一つお願ひします。

○政府委員(河野通一君)

一つだけ、もちろん誤解しておられるとは思いますが、申し上げてみたいと思いま

す。一万円券を出すということは、円自体の価値は変わらないのです。円は円なんです。円は円のものを、千円の価値で出ておったやつの十倍の呼称であるところの一万元を出すということです。

ところがデノミネーションというのはそうではない。円自体の単位、円でなくて元になるかもしれません。その単位が違ってくるのです。单位自体の持つておる価値が違つてくるのです。そこはデノミネーションと高額の銀行券を出すということとは本質的に違う、こういうことを申し上げておきたい。

なお、今お話しがありましたので、御満足のいくよろな作文ができますかどうか、帰つて一つ考えてみます。出して、どらんいただきたいと思います。

○委員長(岡崎良一君)

ほかに御質問がないようでござりますから、本件はこの程度にとどめます。

連におきまして所要の規定の整備をはかつて、予定納税制度を今回の改正法に合うように規定の整備をしよう。かようにしておるわけでござります。

六項はもうすでに御説明申しした通り七項、八項が、先ほど申し上げましたように、準確定申告する規定でござりますが、このように六月までに死んだ人あるいは外国へ出て行つたといふような人につきましては、やはり從来一応確定申告をして、これが済んでおるものがあるわけでございますので、このようないふような人につきましては、本法の施行後におきましてその税額が変更正の請求をすることができる。そう訂いたしまして、もし還付の必要が生ずるというような場合におきましては、これを還付してやるという規定設けておるわけでござります。このよくなものにつきましては、この法律施行の日から、つまり四月一日から還付加算金をつけて返してやるという規定が八項の規定に相なつております。

九項及び十項は、これは改正法に関連いたしまして從来の規定の整理をしておるわけでございまして、実体的の問題ではございません。以上が所得税法の一部を改正する法律案の内容であります。

次は、租税特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案は、租税特別措置法とそれから有価証券取引税法、登録税法との三

つにつきまして、それぞれその一部を改正を行おうとしておるわけでござります。

まず、租税特別措置法の改正でございますが、これは第五条の十二につきまして改正を行わんとしております。

新旧対照表がお手元に渡つておると思いますが、その七ページのところをごらんいただきますと、上方に改正案が載つておりますと、下の方に現行法がござります。その現行法の五条の二分の一に相当する」というのを削除しております。第五条の十二は御承知のように交際費に関する規定でございますが、この交際費につきましては昭和二十九年の改正におきまして、いわば二十八年中の実績の七割相当額及び各事業年度の取引金額に政令で定める一定の率を乗じた額との、この両方の額のいずれが多い額をこえて交際支出を行われたという場合におきまして、そのこえた額の二分の一につきまして從来課税をいたしておつたわけでございまして、そのこえる額の全部について課税をしようと、かように改めようとされておるわけでございまして、従いまして「そのこえる部分の金額の二分の一に相当する金額」となつておりますと、その「二分の一」のところを削除することによりまして、そのこえる額の全部

が減らなければなりません。これまで現行法の施行後におきましてその税額が變更正の請求に基きまして税額を改訂いたしまして、もし還付の必要が生ずるというような場合におきましては、これを還付してやるという規定設けておるわけでござります。このよくなものにつきましては、この法律施行の日から、つまり四月一日から還付加算金をつけて返してやるという規定が八項の規定に相なつております。

九項及び十項は、これは改正法に関連いたしまして從来の規定の整理をしておるわけでございまして、実体的の問題ではございません。

以上が所得税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

次は、租税特別措置法等の一部を

出発勵という意味から輸出所得につきますが、その七ページのところをござりますが、それは一定の控除の制度を設けて、輸出と他から購入した物品の輸出といふものに租税の上で獎勵策をとつておるわけでございます。

まして改正を行わんとしておりまして、本規定を適用しておるわけでござります。ところが輸出といふ場合は、これは通関手続を経まして輸関を通つて行くものを輸出と一応考えられます。そういたしますと、最近賠償關係がいろいろ進展しておるようでござりますが、賠償關係で取り引きせられまして、それが通関手続を経て通つて行くという場合に、やはり法文から見ますと、これは輸出というような解釈になりかねないわけでございます。しかし本来通常の常識的にみて、輸出の獎勵といふものは、賠償關係も含めて税を軽減するという必要は考えられないわけでござりまするの

で、そういう意味で昨年の改正のときにカッコ書きにしておきましたが、購入した物品の輸出のうち「対価の支払が日本政府においてなされるものを除く」と、かように除外規定を設けたわけであります。ところがその後、この規定がちょうど国会で審議中であったときには、そのころ賠償關係の細部の規定が固まりまして、その固まつたところによりますと、支払いが日本政府においてなされるというようにならなくて、むしろ支払いがやはり賠償であります。今後フィリピンとの賠償協定その他におきましてチェックをして、そういう取りきめになりますか、まだはつきり

いたしませんが、大体ビルマとの賠償に關するものと、同じような支払い形態がとられるものとも予想せられますので、この昨年の改正におきまして行なったのは、その趣旨からかんがみます。当該政府側の説明といたしまして大体「対価の支払が日本政府においてなされるものを除く」と、こう書きましての趣旨からかんがみます。したのは、その趣旨からかんがみます。した一つ日本政府が承認をして、特にそのための支払いということでおられたときには、必ずしも賠償勘定に払い込んだようなものを含む意味であるといふような答弁がなされます。しかしながら通常の常識的には、輸出の獎勵といふものは、賠償關係も含めて税を軽減するという必要は考えられないわけでござりまするの

で、この際この点をはつきりせしめるという意味で「対価の支払が日本国と外國との間に締結された賠償に関する条約に基き日本國政府又は外國政府に支払が日本政府においてなされるものを除く」というようになされたものを除く」といふようにはっきりと規定しようとしておるわけでござります。

次に、登録税法の一部改正でござります。社債または第二回後の社債払込みに關しましては、現在登録税が課税されることによるとする税額は、万分为の三から万分の一に、それ以外のものにつきましては万分の七から万分の三に引き下げようとしたしておるわけ

でござります。

それから二十六条でございますが、これは航空機の燃料用に供する揮発油につきましては、揮発油税及び地方道路税を免除する規定でござりますが、その適用期限が昭和三十一年の三月三十一日までと相なつておりますけれども、おおしばらくこれを延期することによります。その場合に三年をこえ三年以下のものにつきましては千分の一、五年をこえ五年のものにつきましては千分の四といふように償還期間の長短によりまして税率を区分しているわけでございます。その場合に三年をこえ五年のものは千分の四になつておりますけれども、ただし農林債券、商工債券、北海道拓殖債券、興業債券、勵業債券、台湾拓殖債券、そのほかのものにつきまして千分の三といふ減税率を規定いたしておるわけでございま

す。これは今申し上げたことをお聞きになつてもおわかりになりますようになります。この際、この規定を整理いたしまして、そろしてすでになくなつたようなものはこの際削除して、新しいものを入れるという意味におきまして、長期信用銀行法により発行する債券といふものを挿入いたしまして、北海道拓殖債券、興業債券、勵業債券、台湾拓殖債券、東洋拓殖債券、北支開發債券、鉱業開発債券、樺太開発債券といふものを削除するということをしようとしているわけでございます。

これは長期信用銀行法により発行される債券が、従来は三年ものでございまして、五年ものが発行されることになります。

それでこの千分の四という税率についても、それでこの千分の四といふ

ことは、保稅地域から引き取ります砂糖類につきましては、その引取りの日、

それから製造場から移出いたします砂糖類についてはその移出の日に納稅をいたすことにしてしまして、別に三カ月以内の徵收猶予をいたすことになります。

それは移出した場合におきましては、二カ月として取り扱っております。

そのためごぞいりますが、昨年末ころから

その日から二カ月間の猶予が認められ

てあるといふ形になっておるわけでござります。しかしながら現在の砂糖の

猶予を認める必要はないでございま

すので、保稅地域から引き取る場合を除きまして、製造場から移出する場合

お一カ月認めてることにいたしておりますが、現在といたしましてはこの徵收猶予を認める必要はないでございま

すので、従来の猶予を認めることはあります。新旧対照表をつまし

て御説明申し上げます。新旧対照表をお配りしてござりますので、これにつ

いて御説明を申し上げます。

最初の第三条、第五条は、いずれも

即時納付を一括納付に改めたために規定を改めたものでござります。と申しますのは、従来は即時納付でございま

すので、製造場から移出する砂糖類の重量に応じて砂糖消費税を納める義務があると言つておりますので、これにつ

いて御説明を申し上げます。

第六条は、ただいま第二点として申

し上げましたたる入れ黒糖等の第一種甲類の砂糖課税關係を改めたために新

たので、この際、徵收猶予の縮短とかね合せまして、物品税法あるいは酒税法と同様に、製造場から移出いたしま

して、手続上も非常に煩瑣でござりますし、零細な農業者でござります

ので、申告手續も大まくいかないといふ程度法律上変えまして、税務署長の

承認を得て他の者に、つまり集荷業者でござります協同組合等に委託をいたしまして輸出しをした場合には、その

場合に、その払い下げを受けた譲り受け人を納稅義務者にすることによりま

すので、納稅義務の転換をいたしました。

これによつて旧法時代の引き取り課税

の際ににおけると同様に、協同組合等が納稅義務者になりましたして、納稅義務者の数が著しく減少すると同時に、手続の簡素化がはかられるといふことになります。

これが払下げの際に砂糖消費税を含む支払う際に、先に消費税を払つてしま

わなければならぬという点で、他の場合に比べまして著しく不便だ、これ

が第一点であります。第二点は、原料代金の中から砂糖消費税相当分を返還しなければならぬという手続が起る。

これららの不便を避けますために、政府の払い下げにかかる砂糖につきましては、その製造場内で払い下げがあつた場合に、その払い下げを受けた譲り受け人を納稅義務者にすることによりま

すので、あらためてその納稅義務者になつたものが輸出しをした場合に砂糖

消費税を徴収するという形にしたわけになります。

以上おもな点は三点でござりますが、その他こまかい規定の整備をいたしております。ごく簡単に条文につい

て御説明申し上げます。新旧対照表をお配りしてござりますので、これにつ

いて御説明を申し上げます。

最初の第三条、第五条は、いずれも

即時納付を一括納付に改めたために規定を改めたものでござります。と申しますのは、従来は即時納付でございま

すので、製造場から移出する砂糖類の重量に応じて砂糖消費税を納める義務

があると言つておりますので、これにつ

いて御説明を申し上げます。

第六条は、ただいま第二点として申

し上げましたたる入れ黒糖等の第一種甲類の砂糖課税關係を改めたために新

たに設けた規定でござります。

第五部 大蔵委員会会議録第四号 昭和三十一年二月二十二日【参議院】

従来の第六条は改正案におきましては第七条となつております。従来の第七条は、これは引取時の即時納付の規定を前提としたました納付前の引き取り、または移出の制限の規定でござります。この規定は今後は必要がなくなりますので削除をいたしまして、従來の第六条を第七条にいたしたわけでございます。

次に第八条の糖蜜につきましての不可飲処置の規定でございますが、従来はこの終りから二行目にござります。

「税務署長又は税關長の承認を受けた方法により飲食することのできない処置を施した糖みつ」と言つておりましたを、今回は「糖みつ」の下にカッコを加えまして「冰糖みつを除く」というものでございまして、実質上糖水と同様のものでございますので、かよ

うな不可飲処置を施して使用いたしましたのは、実際上あり得ないわけでござりますので、この際はつきりそれを除いたというだけの意味でございます。

第十一条は、従来の申告の規定でございますが、これは従来は、移出または引き取りの際に申告書を提出することになつてしまつたのが、製造者が移出する場合には、その移出をした日の属する翌月十日までに申告書を提出する。これは物品税あるいは酒税法と同様になつたわけでござります。保税地

域から引き取る場合は従前と同じでござります。従来の第十条の第三項、第四項は、これは従来の法律においてもたる入れ黒糖つまり第一種の甲類の砂糖類につきましては、先ほ

ど申し上げましたように、製造者が零細でござりますので、製造場でその都度納付させるということは無理な関係で、今度の改正法と同様に一ヶ月後の括納付といふことにいたしております。

第十三条が納期の規定でございまして、従来「製造場から移出する砂糖類に係る砂糖消費税は、税務署長が、そ

の移出の際徵収する」となつております。これを「製造場から移出した砂糖類に係る砂糖消費税は、税務署長が、そ

の移出した月の翌月末を納期限として徴収する」と改めたわけでござります。

徴収猶予は従来は三ヵ月、ただ先ほど申しました第一種甲類の砂糖につきましては現在と同様な制度で翌月末の一括納付になつておりますが、それ

についても、「前条第一項の規定の適用では現行の十四条のむしろカッコ書き

はそれが前の十四条のむしろカッコ書き

はそれから第十五条は、改正点は第五

項でございまして、従来の第五項の三行目に「引取先にその砂糖類を移入した

いは、当該譲受者」ということになつておらず、これは先ほど申しました

現在未納税移出をいたしますと、その

五十五円を返さずしてやりませんと、実際には出で出すときには普通の砂糖になつて出るわけでござりますから、七百五十円を返さず道がないわけでございま

すので、そこでこの二十二条の最初のカッコ書きが、従来は「前条第一項又は第二項の適用を受けて移出した砂糖

類を除く」これが二十条の課税ずみの砂糖に対する加工をした場合の規定でござりますが、そういうものは除いて

ことで、納稅義務を切りかえたのでござります。これに伴いまして、第七項に譲り受け人から一定の申告を徴す

ることにいたしまして、納稅義務の転換をはつきり税務署に申告する義務を課したわけでござります。

次に、第二十二条は、これは若干細かい規定でございますが、砂糖類を戻し入れるような場合におきましては、藏出しの際に徴収されまつた砂糖消費

税に相当する金額をその後の砂糖消費税から控除することにいたしまして、一ぺん出した砂糖を戻し入れた場合に、その税を実質上返してやるという形になつているわけでござりますが、ただその場合に現在の二十二条の規定で、課税ずみの砂糖に、さらに加工を加える。たとえば第二種の砂糖に加工いたしまして、角砂糖を作るという場合には差額課税で、七百五十円の差額課税が行われるわけでございますが、

その差額課税を行なつた砂糖を戻し入れた場合には、その税額も僅かでござりますので、二十二条の規定の適用がないわけでござります。この場合規定

三十四条も条文の変った関係で、規定を整備した関係だけでござります。

第三十五条は、従来第七条の規定がございまして、税金を納付する前に引き取りました砂糖につきましては、徴収猶予の規定を適用しないといけないわ

けでございまして、従つてここでは製造場から移出する砂糖類については、政令で定める日まで、改正後徴収猶予三ヵ月と、いう規定は適用しないとい

ます。その関係で保税地域から引き取りました砂糖につきましては、徴収猶予の規定を適用しないといけないわ

けでございまして、税金を納付する前に引き取り、または移出してはならないと

い規定がございまして、それに対応おる。ところが今度の新しい規定によ

りますと、翌月末納付になるという関係で、最初にこの規定の適用がございまして、四月の藏出し分につきましては、そ

の納付の時期が五月末になるわけでござ

ざいますが、三月に移出をいたしました。砂糖類につきましては、従前の規定によつて二ヶ月間の徴収猶予がござりますので、この三月中に移出をいたしました砂糖類については、その納付の時期が五月の一日前から三十一日までの間にわたるわけでございます。そういうたまつますと、この法律の改正によりまして、五月には三月分の砂糖を五月中に逐次納めながら、同時に四月に移出した砂糖に対する砂糖消費税を五月末に納めなくちやならない、二ヶ月分がダブつてくるような格好になりますので、資金的に無理が生じます。その関係で四項で経過的に徴収猶予を認めることにいたしまして、「昭和三十一年四月中に製造場から移出し、又は保税地域から引き取る砂糖類に係る砂糖消費税額について、六月以内の範囲内で、政令で定めるところにより、その徴収を猶予することができる」ということにおいたしたわけでございます。この場合におきましても、保税地域から引き取ります砂糖につきましては、これは単純に一ヶ月を短縮したわけでござりますから、これはその全額についてそれを何ヵ月かに分けて徴収猶予をすればいいわけでございますが、製造場から移出した砂糖につきましては、実質上十五日の短縮をしただけでございますので、政令で定めます場合には、半月分についてこの六ヵ月以内の徴収猶予をすることに現在考えておるわけでございます。

それから砂糖消費税に関連する法律につきましても、この改正の結果、若干移動が生じて参りますので、その關係を付則で直しておりますのが第六項と第七項でございます。第六項は、災

害被害者に対する租税の減免、徴収猶予に関する法律の中で、申告申請の特例、それから徴収猶予に関する規定がございますが、これを新法に合わせますと、この法律の今回削除をいたしました第七項は、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律におきまして、この法律の今回削除をいたしました第七項を援用しておりますので、この部分を削除するのが第七項でございます。以上簡単でございますが、砂糖消費税法の一部を改正する法律案の説明を終らしていただきまます。

○委員長(岡崎義一君) 島谷税関部業務課長から。

○説明員(島谷武男君) 関税定率法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由のほかに補足して簡単に御説明申し上げます。

これは提案理由で説明しました通り、純粹に砂糖関税を増徴するための改正でございます。提案理由で御説明したように、六十二億三千七百万円引き上げるといふことでございますの二〇%を徴収税に改めまして、一千五百グラム十四円といふことにいたしました第あります。これは現在の二〇%の徴収税をCIF百五ドルとして計算いたしますと、一千五百グラム当り七円六十二銭になります。これを十四円に引き上げるといふことでございますので、一千五百グラム当り六円三十八銭の負担の増加になる、こういう計算に相なります。従来の徴収税二〇%に引き上げるといふことでございますので、一千五百グラム当り二十六円を徴収に直しますと、三六・七五%という計算に相なります。それから精製糖につきましては、同様にCIF百三十五ドルといつたましまして、現在の徴収三五%は、キログラム当り十七円一銭になりますが、これを一千五百グラム当り二十四円、負担増加六円九十九銭といふことになります。それから精製糖につきましては、現の徴収三五%が、キログラム当り二十四円を徴収に直しますと四九・三八%に相なります。この精製糖と原糖との間差といふものが、一応十四円と二十四円で十円といふことになりましたが、これは結局今申し上げた現在の二〇%、三五%といふ徴収税を徴収税に変えました場合に、ちょうどそ

まして、昨年改正いたしました糖度といたものを基準にしました。従来、関税法は、しょ糖の重量が全重量のうち幾らを占めておるかということによつて税率を区分して參りましたが、今回は糖度といふものを基準にすると、いう改正をいたしたのであります。そこで糖度の規定が入つたわけでございます。それで問題の砂糖は、税番三百一一番の原料糖並びに精製糖、それから三百十二番の氷砂糖、角砂糖と、三百百十三番の精蜜と、三つになりますが、まず原料糖につきましては、現在三百十二番の氷砂糖はキログラム当り三百六十六円といふことにいたし、精蜜につきましては、一千五百グラム当り六円と六十円と、二つの税率を設けたわけであります。このカン詰、びん詰、つぼ詰と申しますのは、これは現在の徴収三割五分をそのままにいたしましたが、これは現実にはほとんど輸入がございませんが、非常に価格の高いもので、そのまま食料に供せられて、食卓用になるわけであります。これをそのまま徴収税にいたしますことは、価格がかなり動いておりますと、かえつて不合理な結果を来たしますので、これだけは徴収税をそのままにいたしたわけであります。

それから原子力の研究のために輸入する機械でございますが、これは現行法で学術研究用品といふのがございます。学術研究用に供せられるものは免税されるわけであります。そのための規定だけではどうしても今度の原子力平和利用のための研究といふものがカバーされませんで、つまり、民間で政府の委託を受けたり補助金を受けたりして、民間で原子力平和利用の研究をするという場合に使用します機械等が免税規定がないわけでござります。それが大半の種類につきましては、今回付則でいろいろな品目につきまして、暫定的に一年ごとに減免税をしております。その改正でございます。今日は大部分の種類につきましては、ただ一年延ばすということのほかに、乾燥脱脂ミルクと、それから原素力研究のための機械といふものと、いうものがございますが、これは主として織物の染料、輸出織物の捺染、浸染の染料に使われる合成樹脂とか顔料とかで作られたものでございますが、これは

のまま同じ間差を、現行税率による同じ間差を徴収税に持つてきました、こういうことになつております。それから三百六十二番の氷砂糖、三百十三番の精蜜、つまりは、全部徴収税に改めました。精蜜と合せまして、精蜜のうち、びん詰、つぼ詰といったようなものを除きまして、全部徴収税に改めました。精蜜につきましては、従来の税率が徴収税の改正をいたしたわけでございます。これは現実にはほとんどのバランスを考えまして、現在の氷砂糖はキログラム当り三百六十六円といふことにいたし、精蜜につきましては、一千五百グラム当り六円と六十円と、二つの税率を設けたわけであります。このカン詰、びん詰、つぼ詰と申しますのは、これは現在の徴収三割五分をそのままにいたしましたが、これは現実にはほとんど輸入がございませんが、非常に価格の高いもので、そのまま食料に供せられて、食卓用になるわけであります。これをそのまま徴収税にいたしますことは、価格がかなり動いておりますと、かえつて不合理な結果を来たしますので、これだけは徴収税をそのままにいたしたわけであります。

それから、ビグメントレジンカラーベースといふものとエキスティングーと、いうものがございますが、これは主として織物の染料、輸出織物の捺染、浸染の染料に使われる合成樹脂とか顔料とかで作られたものでございますが、これは

今までベースにつきましては一五%の税率、エキスチニアにつきましては二〇%の税率を全部免稅しておりますが、最近、国内生産がかなり出て参りましたして、国内生産の保護と輸出織維のための原料であるということで、輸出奨励という意味もありますので、ちょっと今までのように全部免稅するといひでなく、本来の税率の半分だけ取ろう、半分だけ減稅しようということにいたしまして、定率法の付則では、別表甲号の免稅のリストから今度は乙号の減稅のリストの方に移しかえた、こういうことにいたしました。これまでベースとエキスチニア合せまして五千円程度の免稅金額になると推測しております。

それからこの条文について申し上げますと、付則十項の、これは別表甲号の免稅規定でございますが、三十一年三月三十一日を三十二年三月三十一日

といたしまして、今免稅しておりますが、大豆に限りましてここにカッコ書きをいたしまして、「大豆にあってふうなものを一年免稅を継続いたしまして正しよう」という案でございます。これは大豆はいろいろ検討いたしましたが、從来国民生活の安定に資するため

に、食用油の價格を安くするためといふことで、輸入大豆は全部一〇%の税率を免稅して参りましたが、最近大豆の輸入方式を自動承認にしたらどろ

か、大豆をつまりもつと余計入れたらいいじゃないか、こういうことに議論が進んで参りましたので、自動承認にするのならば、大豆の關稅は全部復活す

るといふ、国産大豆の保護もございまので、自動承認にして輸入がふえるならば、關稅は取る、そういう思想で二〇%の税率を全部免稅しておきましたが、最近、国内生産がかなり出て参りましたして、国内生産の保護と輸出織維のための原料であるということ、輸出奨励という意味もありますので、ちょっと今までのように全部免稅するといひでなく、本来の税率の半分だけ取ろう、半分だけ減稅しようという

ことにいたしまして、定率法の付則では、別表甲号の免稅のリストから今度は乙号の減稅のリストの方に移しかえ

た、こういうことにいたしました。これまでベースとエキスチニア合せまして石油類につきましては一応原油二%、重油六・五%、水産用その他につきま

しては行政指導で關稅を負担させない

石油類につきましては一応原油二%、重油六・五%、水産用その他につきま

しては行政指導で關稅を負担させない石油類につきましては一応原油二%、重油六・五%、水産用その他につきま

〔速記中止〕

○委員長(岡崎眞一君) 速記をつけた。

○土田國太郎君 資料の提出要求があ

ります。特別経済措置によります減

稅額の調査、三十一年度の見込みです。それで、自動承認にして輸入がふえるならば、關稅は取る、そういう思想であります。さてその自動承認がいつから行われるのか、その辺はつきり定にいたしたわけであります。

それから昨年から改正いたしましたしては来年の三月三十一日前で政令で定める日まで免稅する。こういう規定は、この減稅額の算出の根柢、その他

二百五十分円にのぼせた場合には減稅はほぼ、百五十万円にのぼせた場合には何ぼ、それを一つ調べていただきたい。

それから同族会社の積立課稅を廃止する場合の總金額はどのくらいの額になりますか。できれば五百萬円以上、以下

年、その昨年と同じ方程式を踏襲するとどう……二段ぐらいに分けて……その積立金の額を調べてもらいたい。それが

なるか。できれば五百萬円までの御提案の説明があったんだが、それを十万

円とする場合にはどのくらいの減額になりますか。その一つ資料をお願いしたいと思ひます。

○平林剛君 私は所得稅法の一部を改正する法律案の中の必要な資料をお願いします。この間政府の方の提案説明をお聞きしたり、提案理由説明の文書を読んでみますと、所得稅について今

と同様の規定を適用できるようにいたしたわけでございます。

○委員長(岡崎眞一君) それではただいま補足説明がありました法案につきまして質疑を行います。

〔速記中止〕

特に給与所得者の負担が重いと認められる、その重いと認められたところの税額の適用を、今御承知のように五十五万円で改めておるわけなんですが、それを見合つておるかどうかということを確かめなければならんわけです。その具

体的資料を御提出願いたい。

それから砂糖消費稅法の一部を改正する法律案と關稅定率法の一部を改正する法律案と関係のある資料であります。今度の法案の説明を聞いてみま

すと、納付稅制度の変更で四十億八千

八百万円国家の収入増があります。関

稅定率法の方では従量稅率を従量稅率に直すだけで六十二億円の増収になつております。これから見ると、えらい

砂糖会社が利潤があるということに相対的にも大體のことがわかる資料を、どの程

度、おもな砂糖の会社の超過利潤があるわけだ、一つこの砂糖会社の超過利潤が今議論されておりますから、大

体それがわかるようなる資料を、どの程

ますけれども、大体のことがわかる資料を御提出願いたい。この二つであります。

○雁野繁雄君 昭和三十一年度の砂糖の需給計画、それから關稅定率法の一回とった措置に対し、こういうことを言つておるわけです。「最近の所得稅負担の状況に顧みますと、給与所得者の負担が他の所得者の負担よりもございまして、よくまた御

要求の資料をでき得る限り提出したいと思いますが、中には資料として御要望通り提出できないと考えられるよう

ございますが、中には資料として御要請申し上げまして適宜努力いたしました

いと思います。

○委員長(岡崎眞一君) 本日はこの程度で散会いたします。

午後四時四十一分散会

とかいうものを勘案して値段をきめな

くちやできないということになつてお

ることになるか。その澱粉等の値段によつて、今回の關稅定率法の改正によつて、今回行なつた不均衡の是正が大体

見合つておるかどうかということを確

一、食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をうめるための措置に関する法律案
特定物資納付金処理特別会計法

案
特定物資納付金処理特別会計
法
(設置)
第一条 特定物資輸入臨時措置法
(昭和三十一年法律第一号)の規定による納付金(以下「特定物資納付金」という)をもつて産業投資特別会計からの投資の財源に充てるための同会計への繰入に関する政府の經理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)
第二条 この会計は、通商産業大臣が、法令で定めるところに従い、
(歳入及び歳出)
第三条 この会計においては、特定物資納付金及び附属雜收入をもつてその歳入とし、第四条の規定による産業投資特別会計への繰入による産業投資特別会計への繰入金、事務取扱費及び附属諸費をもつてその歳出とする。

(産業投資特別会計への繰入金)
第四条 この会計においては、毎会計年度における歳入歳出予定計算書を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

(歳入歳出決定計算書の作成)
第五条 通商産業大臣は、毎会計年区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出予定計算書を添付)
第六条 この会計の歳入歳出予定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。
(歳入歳出予定計算書の作成)
第七条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。
(予算の作成及び提出)
第八条 通商産業大臣は、毎会計年区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。
(歳入歳出決定計算書の作成)
第九条 通商産業大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の手続その他との執行について必要な事項は、政令で定める。

(附則)
第一項 第二条 この法律は、特定物資輸入臨時措置法の施行の日から施行し、昭和三十一年度分の予算から適用する。
第二項 特定物資納付金とみなす。
第三項の規定による寄附金は、第三条の規定の適用については、特定物資納付金とみなす。
第三项 第二項中「及び米国対日会計」の次に「特種会計」を加える。
第五条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、一般会計の歳入歳出決定計算とともに、国会に提出しなければならない。
(余裕金の預託)
第六条 この会計においては、前条に規定する歳入歳出決定計算書を添付しなければならない。

(支払上用部に預託することができる。)
第七条 この会計において、支払上用部に預託することができる。
(支出未済額の繰越)
第八条 この会計において、支払上用部に預託することができる。
(義務の生じた歳出金で、当該年度

(第三条中「及び緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律(昭和二十九年法律第六号)附則第五項及び第十一項の規定によりこの会計に帰属した現金」を「緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律(昭和二十九年法律第六号)附則第五項及び第十一項の規定によりこの会計に帰属した現金」ときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の賦課があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。)(実施規定)
第十二条 この法律の実施のための手続その他との執行について必要な事項は、政令で定める。

(附則)
第一項 この法律は、特定物資輸入臨時措置法の施行の日から施行し、昭和三十一年度分の予算から適用する。
第二項 特定物資輸入臨時措置法附則第八条中「輸出保險特別会計」の下に、「特定物資納付金処理特別会計」を加える。
第三項 第八条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号加える。
十五 特定物資納付金処理特別会計の經理を行うこと。

(第三項中「及び米国対日会計」の次に「特種会計」を加える。
(食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をうめるための措置に関する法律案)
第一項 政府は、食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をうめるため、同年度において、一般会計から、六十七億円を限り、この会計に繰り入れるものとする。
(援助見返資金特別会計からの承継資産から生ずる収入金)を「米国対日援助見返資金特別会計からの承継資産から生ずる収入金及び特定物資納付金処理特別会計からの収入金」に改める。

(紹介議員 小笠原二三男君)
第一項 第二項中「及び米国対日援助見返資金特別会計からの承継資産から生ずる収入金」を「米国対日援助見返資金特別会計からの承継資産から生ずる収入金及び特定物資納付金処理特別会計からの収入金」に改める。
(会計から、六十七億円を限り、この会計に繰り入れるものとする。)

(附則)
第一条 食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和二十六年法律第六十九号)の一部を次のよう改訂する。
第二条 第二項の項番号及び第二項を削る。
第三項 第二項の項番号及び第二項を削る。
第四項 第二項の項番号及び第二項を削る。
第五項 第二項の項番号及び第二項を削る。
第六項 第二項の項番号及び第二項を削る。
第七項 第二項の項番号及び第二項を削る。
第八項 第二項の項番号及び第二項を削る。
第九項 第二項の項番号及び第二項を削る。
第十項 第二項の項番号及び第二項を削る。
第十一年 第二項の項番号及び第二項を削る。

おける教員、公務員並びに民間等の共済制度に対する会員の掛金については、従来どおり社会保険料として非課税となるよう所得税法第八条の一部を改正せられたとの請願。

第四四九号 昭和三十一年二月八日

受理 果実エッセンスの物品税撤廃に関する請願

果実エッセンスの物品税撤廃に関する請願者 東京都千代田区神田紺屋町一九日本エッセンス工業会内 富権芳治郎

紹介議員 豊田雅幸君

現在果実エッセンスに対して五バーセントの物品税が課せられ生産業者の經營にとっていちじるしい負担となつてゐるが、果実エッセンスは決してしかし的性格をもつといわゆるし好品ではなく、食品加工用の原料品であつて課税されるものではないと思われるから、本品の物品税を撤廃せられたいとの請願。

第四七二号 昭和三十一年二月十日

受理

岡山県津山市に国民金融公庫支所設置の請願

紹介議員 加藤武徳君

津山市は、岡山県北部の中心地に位置し、政治、産業、経済、交通、文化の中心として早くから発展してきたが、大企業は極めて少く中小零細企業が発展し、その業者は一万九千二百を数えているが、現時の経済情況からこれら中小零細企業者は、日々の資金繰り、経営の合理化に悩んでいる実情である。しかるにこれらの中小零細企業者

の金融と最も密接な関係を有する国民金融公庫が県南部の岡山市に一箇所しか設置されていないため、県北地区の状態となつてゐるから、津山市に国民金融公庫支所を設置せられたいとの請願。

二月二十日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、北海道開発公庫法案

北海道開発公庫法

目次

- 第一章 総則(第一条—第七条)
- 第二章 役員及び職員(第八条—第十八条)
- 第三章 業務(第十九条—第二十一条)
- 第四章 会計(第二十四条—第三十三条)
- 第五章 監督(第三十三条—第三十五条)
- 第六章 極則(第三十六条)
- 第七章 剽則(第三十七条—第三十九条)
- 附則

- (目的) 第一章 総則
- 第一条 北海道開発公庫は、北海道における産業の振興開発を促進し、國民経済の発展に寄与すること等、長期の資金を供給すること等により、民間の投資及び一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。(法人格)
- 第二条 北海道開発公庫(以下「公庫」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公庫は、主たる事務所を札幌市に置く。

2 公庫は、主務大臣の認可を受け、必要な地に從たる事務所を置いて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 公庫の資本金は、十億円とし、政府が産業投資特別会計からその全額を出資する。

(登記)

第五条 公庫は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

い。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 公庫でない者は、北海道開発公庫という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、公庫について準用する。

(民法の準用)

第八条 公庫は、役員及び職員の基準を設けようとするときは、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 役員は、再任されることができる。

(退職手当の支給の基準)

第十一条 役員の任期は、四年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の任命)

第三十二条 役員は、主務大臣が任命する。

2 理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

第十五条 理事長は、公庫の職員のうちから、公庫の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(代理人の選任)

第十六条 公庫の職員は、理事長が任命する。

2 監事は、公庫の業務を監査す

(役員の任命)

第十七条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十八条 公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 役員が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の欠格条項)

第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

2 役員は、再任されることができる。

(業務の範囲)

第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、北海道において次に掲げる事業を営む者で当該事業に係る設備(船舶及び車両を含む。)の取得、改良又は補修に伴い長期の資金を必要とするものに対して、当該資金の出資若しくは融通又は当該資金に係る債務保証の業務を行う。

3 理事長は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、公庫を代表し、理事長を

第十四条 公庫と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公庫を代表する。

3 工業

二 農林畜水産物の加工度の高い

一 石炭又は可燃性天然ガスの利用度の高い工業

2 製糖及び製錬業

四 産業の振興開発に係る交通運輸業

第四章 会計

(予算及び決算)

五 前各号に掲げるもののほか、
産業の振興開発のため特に必要な事業で主務大臣の指定するもの

(業務方法書)

第六十条 公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、政令で定める。

(出資及び債務保証の限度)

第二十一条 公庫は、第十九条の規定による出資の額の総額と同条の規定による保証に係る債務の現在額の合計額が第四条に規定する資本金の額をこえることとなる場合には、新たに出資又は債務保証をしてはならない。

(業務の委託)

第二十二条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、その業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定により公庫の業務の委託を受けた金融機関(以下「受託者」という)の役員及び職員であつて当該委託業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(事業計画及び資金計画)

第二十三条 公庫は、四半期ごとの事業計画及び資金計画を作成して、北海道開発債券(以下「債券」という)を発行することができない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第二十四条 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の定めるところによると、
(国庫納付金)
第二十五条 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十日までに国庫に納付しなければならない。
2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とす。3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手続及びその歸属する会計については、政令で定める。

2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。
3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその歸属する会計については、政令で定める。

2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその歸属する会計については、政令で定める。

2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその歸属する会計については、政令で定める。

2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその歸属する会計については、政令で定める。

2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその歸属する会計については、政令で定める。

2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその歸属する会計については、政令で定める。

2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその歸属する会計については、政令で定める。

2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその歸属する会計については、政令で定める。

2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその歸属する会計については、政令で定める。

2 公庫は、前項の規定により債券を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。
第三十条 公庫は、業務を行うため必要があるときは、受託者に対し貸付に必要な資金を交付することができる。
2 公庫は、業務を行うため必要があるときは、政令で定めるところにより、業務に係る現金を銀行に預け入れることができる。
3 第一項の規定による債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
4 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
5 公庫は、主務大臣の認可を受け、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
6 商法(明治三十二年法律第八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
7 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定められる。
(会計帳簿)
第三十一条 公庫は、主務大臣の定めるところにより、業務の性質及び内容並びに事業の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。
(会計検査院の検査)
第三十二条 会計検査院は、必要があると認めるときは、受託者について、当該委託業務に係る会計を検査することができる。
(監督)
第五章 監督
第二十八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、債券の元本の償還及び利息の支払について保証することができない。
2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して業務に關し監督する。ただし、公庫を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が監督する。
(監督)
第三十三条 公庫は、主務大臣が監督する。ただし、公庫を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が監督する。
(主務大臣)
第三十四条 主務大臣は、公庫の役員が第十二条各号の一に該当するに至ったときは、これを解任しなければならない。

2 主務大臣は、この法律における主務大臣は、内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。
(罰則)
第三十五条 主務大臣は、公庫の役員が第十二条各号の一に該当するに至ったときは、これを解任しなければならない。
2 公庫は、業務に係る現金を銀行に預け入れることで、債券の元本の償還及び利息の支払について保証することができない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 主務大臣は、公庫の役員が第十二条各号の一に該当するに至ったときは、これを解任しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
2 公庫は、業務に係る現金を銀行に預け入れることで、債券の元本の償還及び利息の支払について保証することができない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 主務大臣は、公庫の役員が第十二条各号の一に該当するに至ったときは、これを解任しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

よる検査を拒み、妨げ、若しくは起避した場合においては、その違反行為をした公庫の役員若しくは職員又は受託者の役員若しくは職員を三万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした公庫の役員を三万円以下の過料に処する。

この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用し、又は現金を国庫以外に預託したとき。

五 第三十三条第二項の規定によつたとき。

六 第十九条の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

七 附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の登記をすることによつて成立する。

八 公庫は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

九 第三十九条 第六条の規定に違反して北海道開発公庫といふ名称又はこれに類する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(設立の手続)

2 主務大臣は、第十条第一項の例により、公庫の理事長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、公

庫の設立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

4 主務大臣は、設立委員を命じて、公庫の設立に関する事務を処理させる。

5 設立委員は、設立の準備を完了した上、遅滞なく、政府に対しても出資金の払込の請求をしなければならない。

6 設立委員は、出資金の払込があつた日（出資金が分割して払い込まれる場合においては第一回の払込があつた日）において、その事務を附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

7 附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

8 公庫は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

9 (北海道開発法の改正)
〔北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のよう改正する。〕

10 (大蔵省設置法の改正)
〔大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のよう改正する。〕

11 (登録税法の改正)
〔登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のよう改正する。〕

12 (印紙税法の改正)
〔印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のよう改正する。〕

13 (所得税法の改正)
〔所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のよう改正する。〕

第三条第一項第五号中「及び中小企業金融公庫」を「中小企業金融公庫及び北海道開発公庫」に改める。

第五条第二項第二号中「限度額」を「限度額及び北海道開発公庫にあつては北海道開発債券の発行の限度額」に改め、同条第三項中「及び附屬雑収入」を「出資に対する配当金及び債務保証料（北海道開発公庫の場合に限る。）並びに附屬雑収入」に改め、「恩給債券」の下に「北海道開発公庫にあつては北海道開発債券」を「支払保険金（住宅金融公庫の場合に限る。）」の下に「債務保証に係る弁済金（北海道開発公庫の場合に限る。）」を加える。

14 (法人税法の改正)
〔法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のよう改正する。〕

15 (地方税法の改正)
〔地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のよう改正する。〕

16 (国庫出納金等端数計算法の改正)
〔国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のよう改正する。〕

17 (予算執行職員等の責任に関する法律の改正)
〔予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十号）の一部を次のよう改正する。〕

18 (租税特別措置法の改正)
〔租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のよう改正する。〕

19 (法律案)

二月二十三日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のよう改正する。

第三条の二第一項中「第五条第一項に規定する事業」を「日本経済の健全な発展のため外國資本又は外國技術の導入を必要とする事業」に改め、同条第二項中「第五条第一項」を「同項」に改め、同条第三項中「第五条第一項」を「第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項に規定する事業の種類は、大蔵大臣がこれを定めて公表する。

第五条 第五号ノ四の次に次の二号を加える。

14 (公庫の予算及び決算に関する法律の改正)
〔公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のよう改正する。〕

15 (所得税法の改正)
〔所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のよう改正する。〕

正する。

第四条第一項中「住所を有しないものの昭和二十五年から昭和三十年までの各年ににおける」を「住所を有しないもののうち次の各号に規定する者の昭和三十一年から昭和三十五年までの各年ににおける当該各号に掲げるに改め、「又は退職所得」を削り、「同法第九条第五号又は第六号」を「当該給与所得に係る同法第九条第五号」に改め、同項に次の四号を加える。

一 日本経済の健全な発展に資するものとして大臣の指定する事業を営む法人その他の団体に勤務する者が当該法人その他の団体から支払を受けた給与所得

二 学術の研究、教育の普及その他公益的目的とする事業を行う法人その他の団体で国際文化交流に資するものとして大臣の指定するものに勤務する者が当該法人その他の団体から支払を受ける給与所得

三 学校教育法第一条に規定する大学又は高等学校（同法第九十八条の従前の規定による大学、大学予科又は専門学校を含む。）の教員がこれらの学校の教員として支払を受ける給与所得

四 牧師その他宗教の布教に従事する者がその所属する宗教上の組織から支払を受ける給与所得

第四条第二項中「同法第九条第五号に規定する収入金額から同法の施行地における支払に因る給与所得の収入金額」を「同項各号に掲げる給与所得の収入金額から当該給与所得の

同法の施行地における支払に因る収入金額」、「前項の規定の適用については」を「同項の規定の適用については、同項各号に掲げる給与所得の」に改め、同条第三項中「所得税法の施行地における支払に因る同項各号に掲げる給与所得」と「その者を」を「前項の規定により同法の施行地における支払に因る収入金額とみなされる金額を含むもの」とし、その者に「第七号」を「第六号」に、「所得の金額との合計額」を「所得の金額を、その者が第一項各号に掲げる給与所得以外の給与所得を有するときは、当該給与所得の金額を、それぞれ加算した金額とかかわらず」を削り、「同法の施行地外における支払に因る給与所得」を「同法の施行地外における支払に因る同項各号に掲げる給与所得に、因る給与所得の収入金額に加算して同項の規定を適用する。」を「は、第一項の規定の適用については、同項各号に規定するものに因る支払を受ける給与所得」に改め、同条第四項を次のように改める。

第一項に規定する者の昭和三十年から昭和三十五年までの各年の所得税法の施行地における支払の収入金額（前二項の規定により同法の施行地における支払に因る収入金額を含む）がその年中の当該各号に掲げ

る給与所得の収入金額の百分の六十（昭和三十三年につきは百分の七十、昭和三十四年につきは百分の八十、昭和三十五年につきは百分の九十九）に相当する金額に満たない場合においては、その満たない金額に相当する金額は、同項の規定の適用については、当該各年ににおける同項各号に掲げる給与所得の同法の施行地における支払に因る収入金額とみなす。

所得税法第一条第一項に規定する者で同法の施行地に住所を有しないものの第一項に規定する各年における所得税については、同法第二十六条第一項第一号及び第二号の規定は、これを適用しない。
第一項各号に規定する者が所得税法第二十六条、第二十六条の二又は第二十九条第一項から第三項までの規定により提出する申告書には、これらの規定に規定する事項を記載しなければならない。
第五条から第五条の三までを次のように改める。

4 前項の規定による更正の請求は、所得税法第二十七条第六項の規定による更正の請求とみなして、同条第七項及び第八項、同法第三十二条第三項並びに同法第一章の規定を適用する。この場合において、同法第三十二条第三項に規定する同法第三十二条第三項において準用する同法第三十一条第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限」とあるのは、「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第号）の施行日」とする。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正前の租税特別措置法第四条から第五条の三までの規定の適用を受けることができた者の昭和三十年分以前の所得税については、

3 この法律の施行前に昭和三十一年分の所得税につき所得税法（昭

昭和三十一年二月二十八日印刷

昭和三十一年二月二十九日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局